

卸商業団地機能向上支援事業通信

< 12号の内容 >

- 令和4年度の採択結果
- 二次公募を行います！
- 制度（卸商業団地機能向上支援事業）の概要



令和4年度の採択結果

令和4年3月28日（月）から4月15日（金）まで公募受付を行い、6月10日（金）に開催した選考委員会による厳正な審査の結果、8組合が採択されました。

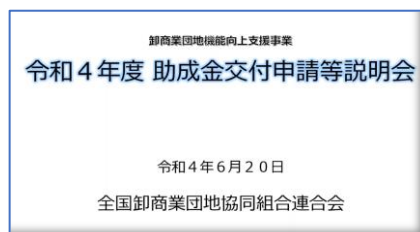
8組合の名称及び事業テーマは以下のとおりです（商団連ホームページに掲載中です）。



No	組 合 名	テ ー マ
1	協同組合米沢総合卸売センター	流通団地再整備に向けた持続可能な組合運営を可能とする取り組みについて
2	会津若松卸商団地協同組合	① 共同事業機能強化策として組合会館の既存施設を活用した貸会場増設等に係る調査・研究 ② 組合および組合員の資産等を活用した再生可能エネルギー（太陽光発電）導入に係る調査・研究
3	宇都宮卸商業団地協同組合	組合ビジョンと連動した組合会館リノベーション事業化計画の策定
4	協同組合静岡流通センター	静岡流通センター組合ビジョン策定に向けた調査研究
5	協同組合金沢問屋センター	金沢流通会館の維持管理や今後の組合運営に関する調査
6	大阪船場繊維卸商団地協同組合	「まちづくり組織」と「ガーデンインフラ整備」の詳細設計策定
7	協同組合鳥取卸センター	SDGsを原動力にサステナブルで魅力ある商栄団地へ
8	協同組合徳島総合流通センター	地域における団地の価値向上施策の調査・研究

採択後、「助成金交付申請等説明会」を開催しました。

採択後の6月20日（月）には、採択組合を対象として助成金交付申請～助成事業を実施するに当たっての必要な手続き等について説明を行う「助成金交付申請等説明会」をリモートにより開催しました。



お知らせ



令和4年度二次公募を行います！

卸商業団地機能向上支援事業は、後述のとおり、令和5年度（令和6年3月末）までとなっております。
例年、本事業の公募は3月末から4月上旬にかけて行っておりましたが、事業の実施期間を極力確保するため、

今年度の二次公募を9月頃に行うこととしました。

詳細スケジュールが決定次第ご連絡いたします。

改めて本事業（制度）の概要を以下に記載しました。

ご不明な点や応募のご相談などがありましたら、商団連までご連絡をお願いいたします。

制度の概要

1 制度のスキーム（令和元年度から5年間）



※1 取崩型基金のため、基金が無くなり次第公募終了。

※2 「卸商業団地組合」は、商団連の会員、非会員を問わず助成対象となります（非会員の採択実績もあります）。

2 助成対象事業及び助成対象経費

以下の事業を実施するに当たって必要な調査研究、事業化調査、基本計画・詳細計画策定などの費用の一部を助成。
なお、本事業の実施に当たっては、専門家委員、組合側委員で構成する委員会を設置し、事業内容の検討・決定、進捗管理等を行うことが必須条件。

(1) 助成対象事業

① 団地再整備事業

建て替え（ビル方式、連棟式、街区式などの方式変更を含む。）、新規立地への移転、街並・景観の整備、物流センターの建設、防災・防犯への対応、その他団地再整備への対応

② 共同事業機能強化事業

省エネ・新エネなど環境問題への対応、情報システムの構築、リテール・サポートの強化、空き物件の有効活用、新事業の展開（保育所の設置など。）、教育・人材確保・雇用対策、その他共同事業機能強化への対応

(2) 助成対象経費

委員手当、専門家謝金、講師謝金、委員旅費、専門家旅費、調査旅費、講師旅費、職員等旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、車両借上費、借損料、原稿料、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託費、その他商団連会長が特に必要と認める経費

※工事・防犯カメラ設置等のハード事業、イベント・研修会開催等の共同事業は助成金の対象外。

3 助成割合、助成限度額

(1) 助成割合

A事業（災害復旧に係る緊急事業、その他政策的意義・必要性が高いと特に認められる事業）… 9 / 10以内

B事業（A事業以外の事業）

・助成対象経費のうち1,250万円以下の部分… 4 / 5以内

・助成対象経費のうち1,250万円超2,000万円以下の部分… 2 / 3以内

(2) 助成限度額

上記AかBのいずれか1つの事業について、100万円～1,500万円

4 助成事業の実施期間

最長は助成金交付決定日から令和6年2月15日まで実施可能。

5 助成金の支払い

助成金の支払については、事業完了後に実績報告書の提出を受け、助成金額の確定後の精算払いとなる。

また、必要に応じて、事業完了前に事業の進捗状況や代金の支払が済んでいることを確認した上で、当該部分に係る助成金の交付（概算払い）を受けることも可能。

なお、概算払いは、原則として、助成事業の実施期間が2会計年度にわたる場合の初年度の会計年度末。